

○名寄地区衛生施設事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

(平成13年11月16日条例第1号)

改正 平成25年2月28日条例第3号 令和4年3月4日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、名寄地区衛生施設事務組合管理者（以下「管理者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第3条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）、縦覧に供する期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 名寄地区衛生施設事務組合事務所
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で管理者が指定する場所
- (3) 全各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出)

第5条 法第9条の3第2項の規定により、対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前条第2項の縦覧の期間満了の日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、第3条の規定による告示の際、併せて告示するものとする。

（環境影響評価との関係）

第6条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条、第4条及び第5条に定める手続を経たものとみなす。

（委任）

第7条 この条例の施行に必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則（平成13年11月16日条例第1号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月28日条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月4日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。